

2 施策の柱

施策1 気づく・つなぐ・見守る

1 施策の方針

- 妊娠期から学齢期、青少年期に至るまで困難を抱える子ども・若者、家庭に、保育所・幼稚園、学校、地域、区役所等日常の様々な接点や関わりの中で気づき、関係機関のネットワークを充実させることで、支援につなげていきます。
- 地域の中で、困難を抱える子ども・若者、家庭に寄り添い、見守ることにより、孤立を防ぎ、安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

2 主な取組

(1) 母子保健施策・地域子育て支援施策

○妊娠期から子育て期にわたる相談支援

妊産婦及び子育て家庭が妊娠・出産・子育てに関する正しい理解を深め、すべての子どもが健やかに生まれ、育てられるよう、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊婦健康診査、両親教室、妊産婦訪問、新生児・乳幼児訪問指導、乳幼児健康診査などの母子保健施策の取組を進めます。

また、産科・小児科などの医療機関や子育て支援機関、関係者と連携し、支援が必要な方への相談支援を行います。

また、予期しない妊娠等に悩む妊婦が相談支援を受け、安心して子どもを産み育てられるよう、「にんしんSOSヨコハマ」(★)を設置し、妊娠早期からの相談支援の充実に取り組みます。

○地域子育て支援拠点における利用者支援事業の実施

各区にある地域子育て支援拠点において、親子の個別ニーズを把握し、その状況に応じて、多様な教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、専任の職員が情報提供、相談、援助、助言などを行います。

(2) 学校と区役所等の連携

○区役所の学齢期対応の窓口の一本化

子どもや家庭が抱える課題を総合的に支援するため、学齢期の留守家庭児童への対応も含めた学齢期対応の窓口を区役所のこども家庭支援課に一本化し、乳幼児期から学齢期までの切れ目ない支援を行います。

○スクールソーシャルワーカー、カウンセラー及び児童支援専任教諭(★)・生徒指導専任教諭の配置

いじめや不登校などの未然防止や早期解決に取り組むため、児童支援専任教諭の全小学校、生徒指導専任教諭の全中学校への配置や、専門家であるカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置など、児童生徒支援体制を充実させます。また、児童支援専任教諭、

生徒指導専任教諭を中心に幼稚園、保育所や区役所等の関係機関と連携し、児童虐待等の早期発見・早期対応のための切れ目のない支援に取り組みます。

○高校就学継続・進路選択等の支援

高等学校では、中途退学や卒業時の進路未決定者等の状況があり、生徒指導上の重要な課題となっています。市立高校では、全校にスクールカウンセラーを配置し、生徒や家庭の複雑・多様化する課題解決のための相談支援を行います。また、生徒が希望する進路を実現できるよう、「進学指導アドバイザー」の派遣や産業カウンセラーによる就業に関する相談支援などキャリアカウンセリングの充実を図り、教職員による生徒への指導と合わせ、学びの継続や自立に向けた支援を行います。

また、若者サポートステーションや地域ユースプラザ（★）に専門相談員を配置し、よりきめ細やかで専門的な相談支援を行うことで、ひきこもりや不登校など若者が抱える様々な困難について、総合的な支援や社会参加に向けた継続的な支援を行い、高校の就学継続や、やむを得ず中退した場合のその後の就労や進学に向けた支援を行います。

(3) 総合的な児童虐待防止対策の推進

保護者の疾病・障害、子育てに関する知識やスキルが不十分であるなどの理由により、子どもが家庭で適切な養育を受けることができない場合や、虐待が疑われるケースなど、子どもが一人の人として大切にされ、守られる権利が損なわれかねない状況が生じている場合があります。これは、経済的に困窮している世帯のみに該当することではありませんが、子ども自身が自己有用感や自己肯定感を持ちながら健やかに成長するため、子どもの貧困対策に関する計画にも位置づけ、児童虐待対策を進めていく必要があります。

○児童虐待防止啓発地域連携事業

こども青少年局及び各区において、児童虐待防止に関する広報・啓発、児童相談所・学校・警察等の関係機関との連携強化、体制の整備・強化、人材育成、組織的対応の強化、支援策の充実、地域における児童虐待防止のためのネットワークづくりなどを推進し、児童虐待の未然防止から早期発見、重篤化の防止、更には再発予防に至るまで、児童虐待対策を総合的に進めます。

○児童相談所等の相談・支援体制の充実

児童虐待に関する相談・通告受理件数は、平成 26 年度においては 4,507 件で、年々増加傾向にあります。

このように増加する相談・通告に対応し、複雑化・深刻化する児童虐待等に適切に対応できる専門性の高い職員の人材育成を図るとともに、夜間・休日における緊急の児童虐待通告や相談に対しては、現在の対応を維持し、迅速に対応していきます。

また、平成 26 年 1 月に作成した「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針」に基づき、区役所(福祉保健センター)での虐待の早期発見や再発防止等への対応を図るとともに、関係機関(警察)との連携強化のため、警察官(OB)を児童相談所へ配置し、相談・支援体制の充実を図っています。

○保育所での見守り強化

児童虐待の再発防止や深刻化防止のため、児童相談所や区役所など関係機関と連携を取りつつ、一時保護には至らない程度状況にある被虐待児童について、親子を日中に分離すること等により、虐待の悪化防止や改善が期待される場合に、当該児童を保育所で受け入れ、見守りを行います。

児童へのケアや保護者への対応のためにより手厚い対応が必要な場合には、保育士を加配し、円滑な児童の受入れ体制を整えます。

(4) **生活困窮者への自立支援**

生活困窮家庭への相談支援を通じて、支援を要する子ども・若者を早期に把握し、早期に支援へ繋げていくため、こども家庭支援課や青少年相談センター、学校等庁内や地域における子どもを支える関係機関への相談や連絡体制を構築します。

○区役所内の関係部署やジョブスポットとの連携強化

生活困窮者自立支援の核となる自立相談支援事業の実施にあたり、各区に自立相談支援員を配置し、包括的な相談や支援に向けた区役所内の関係部署やジョブスポットとの連携を強化していきます。

○地域の相談支援機関等とのネットワーク構築によるアウトリーチ型の自立相談支援事業の推進

学校・保育所をはじめ、地域ケアプラザや民生委員等、日常的に子ども・若者、家庭に接する機会を有する関係機関のネットワークを充実させ、子どもを含む生活困窮者を、早期に適切な支援に繋げていくためのアウトリーチ機能を強化していきます。

(5) **その他の事業・取組**

事業名	事業内容
妊娠・出産に関する知識の普及啓発(★)	希望する妊娠・出産を実現できるよう、高校や大学等と連携し、妊娠や不妊、出産に関する正しい知識を広く普及させ、啓発を進める。
妊娠・出産相談支援事業	予期せぬ妊娠など妊娠・出産の悩みを抱え、支援が必要な方への相談窓口を設置し、妊娠から出産に至るまでの相談・支援体制を充実させ、養育困難や児童虐待の予防につなげる。

事業名	事業内容
妊婦健康診査事業	妊婦健康診査に係る費用の一部を補助し、経済的な負担を軽減する。また、妊娠の届出の際に看護職が面接し、受診勧奨を行うとともに必要な保健指導を行う。
こんにちは赤ちゃん訪問事業	子育ての孤立を防ぐため、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を対象に、地域の訪問員が区役所と連携して訪問し、育児情報を提供するとともに、必要な支援につなげる。
新生児訪問	初めて（第1子）の子どもを産み育てる家庭や相談・支援を要する家庭へ保健師、助産師が訪問し、子どもの成長・発達や保護者の健康状態を確認するとともに、必要な保健指導を行う。
乳幼児健康診査	区福祉保健センターで、4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、また、医療機関で生後12か月までに3回の乳幼児健康診査を実施する。
地域子育て支援拠点事業	妊娠期から利用可能な地域の子育て支援の核となる施設で、親子が遊び、交流できる居場所の提供、子育て相談、子育てに関する情報の提供、子育て家庭のニーズに応じた施設・事業等の利用者支援、子育て支援に関わる方のネットワークの構築、子育て支援に関わる方の人材育成、地域の中での子どもの預かり合いの促進等を行う。また、子育てサークルの活動支援や、地域における子育て支援の啓発等を行う。
親と子のつどいの広場事業	地域の子育て機能を高め、子育てに対する不安感・負担感の解消や、家庭の養育力の向上を図ることを目的に、市民活動団体などが、マンションの一室や商店街の一角、民家などを活用して、子育て中の親子の交流、つどいの場の提供、子育てに関する相談、地域の子育てに関する情報提供などを行う。

事業名	事業内容
認定こども園及び保育所 地域子育て支援事業	子育ての不安や悩みの解消、乳幼児期の子どもの健やかな成長及び地域の育児力の向上を図ることを目的に、既存の認定こども園・保育所の資源を活用して、施設の地域開放、育児相談、育児講座、交流保育等の地域子育て支援の場を提供する。
私立幼稚園等 はまっ子広場事業	未就学児の子どもとその保護者を対象に、幼稚園及び幼稚園型認定こども園において、園施設の地域開放、育児相談、育児講座、園児との交流保育、情報提供などの地域の子育て支援を行う。
乳児期・幼児期・小学校の 連携・接続	保育所や幼稚園等から小学校に円滑に接続できるようにカリキュラムを整備し、子どもの成長を連続して支えていく。
要保護児童対策 地域協議会	児童福祉法第25条の2に基づく要保護児童対策地域協議会は、「横浜市子育てSOS連絡会（代表者会議）」と、要保護児童の支援に携わる関係機関の実務者で構成する各区の「児童虐待防止連絡会（実務者会議）」により、機関相互の円滑な連携のための情報交換や協議を行う。また、個別事例の検討を行う「個別ケース検討会議」を実施し具体的な支援方法と各関係者の役割分担を検討する。
青少年相談センターに おける相談・支援事業 (★)(再)	青少年及びその保護者を対象に総合相談や社会参加に向けた継続支援を行う。また、若者支援を行う人材や団体の育成に取り組む。
生活困窮状態の若者に 対する相談支援事業 (若者サポートステーション 拡充事業)(★)	生活困窮状態及びそれ以外にも複合的な課題を抱える若者に対して、区役所や青少年相談センター、地域ユースプラザ等と連携して自立に向けた総合的な支援を行う。
児童相談所による 相談・支援	市内4か所にある児童相談所において、子どもの養育に関する相談や非行、不登校、障害等に関する相談・支援を行う。

事業名	事業内容
民生委員・児童委員 主任児童委員	養育支援が必要な児童・家庭に対し、見守りや相談活動等を通じて、利用できる福祉サービスの情報提供や行政・専門機関へのつなぎ役として、地域における要援護者支援を行う。
応援パートナーの 養成・派遣 (地域ユースプラザ事業) (★)(再)	一般市民の方や団体・企業を対象に、困難を抱える若者について理解し、活動に協力していただけるよう「応援パートナー」を養成し、地域ユースプラザをはじめとする地域の若者支援の活動への派遣等を実施する。 <small>※応援パートナー 平成27年度に実施した「地域サポートモデル事業」により育成。</small>
母子家庭等就業・ 自立支援センター (ひとり親サポートよこはま)	ひとり親家庭の総合的な窓口として、情報提供やひとり親家庭同士の交流、就労相談・講習会、弁護士等による専門相談などを、関係機関と連携しながら実施する。 また、ひとり親家庭の親を対象に、専門家を活用した家計管理等の講習会や生活に関する相談、学習支援などを実施し、ひとり親家庭の自立に向けて支援する。
孤立予防対策事業(★)	日常業務で地域に密着したサービスを提供する電気、ガス、水道などのライフライン事業者等に対し、料金の徴収や、料金の滞納に伴う供給停止の手続の際に、本人から生活に困窮している旨の申し出があった場合に、最寄りの区役所の相談窓口を案内してもらう。

☆コラム～区と学校との連携による貧困対策～☆

平成 27 年度より、市内区役所のこども家庭支援課に、学校連携担当職員が配置されました。これを受けて港北区では、子どもの貧困対策に関して、区と学校が今まで以上に有機的な対応を図ろうと、区と学校教育事務所が連携した、「子どもの貧困対策プロジェクト」を実施しています。

具体的な動きとしては、学校関係者が集まる会議にて、区の生活支援課が実施している寄り添い型学習支援事業の詳細を共有することや、事例検討を行っています。これにより、各々の制度や活動についての共通理解が進むとともに、校内での支援が難しかった子どもに対し、校外での対応を進める土壌ができる、などの成果が上がっています。

今後も、区と学校が、それぞれの子どもに寄り添った上で環境を整えていくことを前提に、状況に応じて地域の方々とも連携を取りながら効果的な対応を継続することにより、貧困が連鎖することを防いでいきたい、とプロジェクトを進めております。

☆コラム～臨床心理士を保育所に配置して養育支援を充実～☆

虐待、DV、精神疾患、ひとり親、発達障害児、未熟な養育者など、支援が必要な乳幼児や保護者が増えており、保育所に求められる役割は大きくなっています。保育所は、日々の保育を通じて、子どもたちの心身を健やかに育み、保護者に寄り添い、子育てを支援することが求められます。

旭区では、養育支援の強化及び虐待予防を目的として、平成24年度から「保育所を活用した養育支援強化事業」を実施しています。事業内容としては、横浜市立左近山保育園への臨床心理士の配置（週2日）、児童虐待の専門家への事業アドバイザーの依頼、保育士を対象とした研修等を行っています。平成27年度からは、2園目として、横浜市立ひかりが丘保育園にも臨床心理士を配置しています。

この事業では、市立保育所が事務局園の役割を担い、エリア毎に保育施設等が連携して研修、行事等を行う保育資源ネットワーク構築事業を活用し、臨床心理士が配置園だけでなくエリア内の民間保育所の相談に対応し、在宅の親子を対象とした育児講座を行うなど、各施設と連携して取組を進めています。

また、平成28年度からは、保育臨床の専門家の助言を得ながら、旭区内の市立保育所（全7園予定）に臨床心理士を目指す大学院生等を研修生として受入れ、保育に心理臨床の視点を導入する取組を進める「臨床心理系インターンシップ協働支援事業」を行います。

保育士と臨床心理士の協働により、気がかりな子どもの発達や心理的な課題に対して、保護者に寄り添いながら子どもの回復と育ちを支えるなど、保育の質の向上や、地域の子育て支援の推進につなげています。乳幼児期は、自己肯定感を育む大切な時期です。乳幼児期の養育支援を強化し、早期に対応することによって、子ども達の未来を支えます。

